**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

京都市下京区河原町通五条上る西橋詰町七四三番地　シャリマー河原町六階

財団法人京都スポーツ振興会

代表清算人　山本　浩三

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

大阪市此花区高見三丁目二番一六号

財団法人高見公民館

代表清算人　進藤　茂

**解散公告（第二回）**

当財団は、存続期間の満了により平成二十五年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当財団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

山口県岩国市周東町**獺**越二一六七番地

財団法人川越村有隣会

清算人　吉永　一夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

香川県丸亀市塩屋本願寺別院内

財団法人真宗本願寺派四州教学財団

代表清算人　佐々木孝昭

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年十一月二十五日愛媛県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

愛媛県上浮穴郡久万高原町柳井川八四六番地

財団法人柳谷村教育後援会

代表清算人　三本　一雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十月三十一日を持って解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

佐賀県唐津市原一一一六番地

財団法人松浦河畔開発公社

清算人　世戸　政明

**解散公告（第二回）**

当法人は、寄附行為第二十九条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

長崎県東彼杵郡川棚町石木郷一九五番地一

財団法人石木ダム地域振興対策基金

代表清算人　石塚　孝

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

長崎県長崎市飽の浦町一番六一号

全国一般労働組合長崎地方本部長崎連帯

支部

清算人　城尾　和孝

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十五年十二月四日開催の臨時大会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

長崎県長崎市飽の浦町一番六一号

全国一般労働組合長崎地方本部長崎連帯

支部長崎造船分会　清算人　吉川　幸雄

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

沖縄県那覇市楚辺二丁目四〇番九号

財団法人沖縄県傷痍軍人会

代表清算人　宮城　繁

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十五年十月二十一日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

北海道小樽市花園二丁目一二番一号

小樽市土地開発公社

清算人　貞村　英之

**解散公告（第三回）**

当公社は、平成二十五年十一月十二日北海道知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

北海道夕張郡栗山町松風三丁目二五二番地

栗山町土地開発公社

清算人　椿原　紀昭

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年二月二十六日の理事会の決議により、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都新宿区大京町三番地ウィーン四谷二〇二号

財団法人公明文化協会

代表清算人　神崎　武法

**解散公告（第三回）**

当法人は、厚生労働大臣の許可により平成二十五年十一月三十日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都豊島区北大塚一丁目一六番六号

社団法人全国栄養士養成施設協会

代表清算人　森本　晴生

**解散公告（第三回）**

当法人は、寄附行為で定めた存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都港区六本木一丁目七番二七号

財団法人日本メディック・アラート国際協会

清算人　小川　進吾

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月二十五日

東京都千代田区九段南一丁目五番一三号

財団法人日本傷痍軍人会

代表清算人　奥野　義章